

緊急事態宣言の延長に伴う対応について

「狛江市新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」

政府は令和3年9月9日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、東京都に7月12日から9月12日まで発令した「緊急事態宣言」を延長することとした。

これを受けて、東京都では9月9日に決定された、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」の内容の変更はなく9月30日まで期間を延長しているため、狛江市として7月9日に決定された基本的対処方針について、利用が休止された施設を除き9月30日まで延長する。

1. 市民活動・市民利用施設について

- (1) 夜間区分の利用を中止又は20時までの時間短縮
- (2) 入館・利用にあたっては、手指消毒、マスクの着用及び最小限の会話を徹底する。(身体・心身の状況で着用できない人及び幼児は対象としない)
- (3) 活動にあっては、責任者は参加者の会話等での飛沫防止及び器具等の消毒に努める。利用者が感染予防対策を徹底して利用する。
- (4) 共用スペースの利用の自粛を求める。
- (5) (2)～(4)までの事項については理解されるようポスター掲示等で工夫して啓発する。

2. 市主催・共催の会議、イベント等について

- (1) 基本的にはオンライン等で行う。
- (2) 原則飲食を伴う事業は延期又は中止
- (3) 感染症予防対策が難しいイベント等は延期又は中止

3. 教育、児童施設等については感染予防対策を徹底して平常どおり。

4. 新型コロナウイルスワクチン接種については推進する。

5. 職員関係について

- (1) テレワーク及び時差出勤の徹底、夏休・有給休暇の利用推進
- (2) 時間外勤務の自粛
- (3) 飲食店等での飲食は自粛。ただし、飲食する場合は家族以外では2人以内とする。

6. 期間は令和3年7月12日(月)から令和3年9月30日(木)までとする。